



島根県報

平成22年6月25日（金）

第2,199号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示	（青少年家庭課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	2
建築基準法の規定による道路の指定	（建築住宅課）	3

【特定調達公告】

ロータリー除雪車の調達に係る一般競争入札の実施	（道路維持課）	3
島根県新大型水産練習船の建造に係る一般競争入札の実施	（高校教育課）	5

【公安告示】

雑踏警備業務2級検定の実施	（警察本部）	8
交通誘導警備業務2級検定の実施	（ 〃 ）	9

告 示**島根県告示第430号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成22年 6 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業費補助金

2 補助金等の交付の目的

児童福祉施設に入所する父母がいない児童等で、子ども手当の支給対象とならない児童に対して、児童福祉施設等が実施する子ども手当相当額の特別の支援に要する経費を補助し、もって児童の健やかな育ちを支援することを目的とする。

3 補助金等の交付の対象となる補助事業者の範囲等

(1) 補助事業者の範囲

小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第6項及び第7項に規定する指定医療機関（以下「施設等」という。）

(2) 事業の対象となる児童

児童福祉法に定める措置等（障害児施設給付の決定を含む。）により施設等に委託され又は入所する児童で、かつ、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第6条に規定する子ども手当の認定を受けた父母等がいない児童（以下「対象児童」という。）

(3) 補助対象経費

対象児童に係る物品等の購入に係わる経費、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動に要する経費、その他対象児童に係る経費で金銭給付を除く経費

(4) 交付額

平成22年4月から平成23年3月までの間において、対象児童となる事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から対象児童としての事由が消滅した日の属する月までの月数に13,000円を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額

島根県告示第431号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成18年島根県告示第614号及び第615号による保険に付すべき義務は、平成22年5月25日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 6 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平田市加入区

御津加入区

島根県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、松江県土整備事務所及び安来市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成22年6月25日

島根県知事 溝口善兵衛

路線名	区間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日及び番号
	起点	終点			
安来市道1-1号線	安来市今津町字道マン 488-1	安来市今津町字道マン 488	メートル 9.99~10.0	メートル 32.1	平成22年6月14日 第1号
安来市道1-2号線	安来市今津町字道マン 474	安来市今津町字道マン 467-1	10.0	97.7	平成22年6月14日 第1号
区画道路1-1号線	安来市今津町字道マン 488-1、500-1	安来市今津町字道マン 470-1	6.0	251.5	平成22年6月14日 第1号
区画道路1-2号線	安来市今津町字道マン 470-1	安来市今津町字道マン 474、467-1	6.0	144.2	平成22年6月14日 第1号
区画道路2号線	安来市今津町字道マン 489	安来市今津町字道マン 485-1	6.0	85.6	平成22年6月14日 第1号
区画道路3号線	安来市今津町字道マン 479-4	安来市今津町字道マン 472	6.0	147.4	平成22年6月14日 第1号
区画道路4号線	安来市今津町字道マン 468	安来市今津町字道マン 468	6.0	33.5	平成22年6月14日 第1号

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年6月25日

島根県知事 溝口善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ロータリー除雪車2.2m級 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成22年12月15日（水）

(4) 納入場所

雲南県土整備事務所仁多土木事業所長が指定する場所

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者

でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目が大分類「4 機械器具類」、中分類「(4) 産業機器」又は大分類「5 車両船舶類」、中分類「(1) 車両類」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税又は自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成22年7月30日（金）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間及び開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

平成22年8月4日（水）午前10時から平成22年8月5日（木）午後5時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成22年8月5日（木）午後4時（郵送の場合は、平成22年8月5日（木）正午までに必着とする。）

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年8月6日（金）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成22年7月30日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は(1)により交付するほか、島根県ホームページ上に公開する。

- (1) 交付期間

本公告の日から平成22年7月30日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

a Rotary snowplow in the 2.2m class

(2) Bid tendering date and time :

from 10 : 00 a.m. , 4, August, 2010 to 5 : 00 p.m. , 5, August, 2010

(3) Contact point for the notice :

Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government

8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 JAPAN (Phone : 0852-22-6046)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年6月25日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県新大型水産練習船の建造 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年 3 月26日 (月)

(4) 納入場所

島根県松江市

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、営業種目が大分類「5 車両船舶類」、中分類「(2) 船舶」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 入札に係る水産練習船を建造するために必要な船台を現に有する者であること。

(5) 平成12年4月1日以降において、漁業に関する実習、調査、観測等を目的とする国又は地方公共団体の船舶(用船を除く。)で国内総トン数400トン以上の鋼製船舶を複数建造した実績を有する者であること。

(6) 提出された技術審査資料により行う技術審査で、この入札に係る船舶の建造をすることができる技術的能力を有すると認められる者であること。

(7) 建造された船舶に関する緊急時の対応、保守点検、修理、部品供給等のアフターサービスについて、対応窓口及び実施体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な提供ができると認められる者であること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入、製造の請負等の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階

島根県教育委員会高校教育課(電話0852-22-5410)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成22年6月25日(金)から平成22年7月7日(水)(土曜日及び日曜日を除く。)までの間、(1)の場所において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 入札書の提出期限等

ア 日時

平成22年8月4日(水)午前11時30まで(郵便入札にあっては、平成22年8月4日(水)午前10時必着とする。)

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階 島根県教育委員会高校教育課

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年8月4日(水)午後2時から

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第5会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3の(1)の場所に平成22年7月16日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be manufactured :

- a Details : A complete set of Training Vessel
- b Desired Date of Delivery : 26 March 2012
- c Place of Delivery : Matsue-shi, Shimane-Ken

(2) Deadline for Tender :

11 : 30 a.m. 4 August 2010

(Applications by mail must arrive at the Office above by 10 : 00 a.m. 4 August 2010)

(3) Please tender all information to :

Care of Senior High School Education Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture
1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Telephone 0852-22-5410

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第68号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成22年 6 月25日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 2 級

2 検定実施日時

(1) 学科試験

平成22年 9 月29日（水）午後 1 時から午後 4 時まで

(2) 実技試験

平成22年10月26日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

3 検定実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

(1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成22年 8 月23日（月）から同月27日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時まで。ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の所在地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内の営業所に属することを疎明する書面1通

(ロ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料の還付はしない。

8 その他

(1) 受験票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 学科試験当日は、午後1時から同1時20分までを、実技試験当日は、午前9時から同9時20分までを受付時間とする。

7 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

島根県公安委員会告示第69号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成22年6月25日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務2級

2 検定実施日時

(1) 学科試験

平成22年9月29日（水） 午前9時から正午まで

(2) 実技試験

平成22年10月20日（水） 午前9時から午後5時まで

3 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成22年 8 月23日（月）から同月27日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時まで。ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(4) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(5) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

- (1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。
- (2) 検定当日は、午前 9 時から同 9 時20分までを受付時間とする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。